

下北地区統合校開設準備委員会設置要綱

(設置)

- 第1 青森県立大湊高等学校及び青森県立むつ工業高等学校（以下「両校」と総称する。）の統合による下北地区統合校（以下「統合校」という。）の開設に必要な準備を進めるため、下北地区統合校開設準備委員会（以下「開設準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

- 第2 開設準備委員会は、次に掲げる事項について協議、検討し、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。
- (1) 統合校の名称、目指す人財像及び特色ある教育活動に関すること。
 - (2) その他統合校の開設準備に関すること。

(組織)

- 第3 開設準備委員会は、委員及びオブザーバーで組織する。
- 2 委員は、別記1に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。
 - 3 オブザーバーは、別記2に掲げる者をもって構成する。
 - 4 オブザーバーは、開設準備委員会の会議に出席し、委員の求めに応じて情報提供するものとする。
 - 5 第5第1項に規定する委員長は、開設準備委員会の会議に必要な資料作成等を行うため、必要に応じて、両校の教職員で組織する作業部会を設置することができる。

(任期)

- 第4 委員の任期は、委嘱又は任命した日から令和8年3月31日までとする。

(委員長等)

- 第5 開設準備委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
 - 3 委員長は、開設準備委員会を主宰する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第6 開設準備委員会の会議は、委員長が招集する。

(庶務)

- 第7 開設準備委員会の庶務は、青森県教育庁高等学校教育改革推進室及び両校において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、開設準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される開設準備委員会の会議は、第6の規定にかかわらず、教育長が招集する。

別記1

開設準備委員会委員

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 両校の校長の職にある者2 両校のPTA、同窓会、後援会等のうち各校の校長が推薦した者3 むつ市教育委員会教育長の職にある者4 地域の学校教育関係者として学識経験を有する者であって、教育長が特に必要と認める者5 むつ市の産業界関係者のうち同市に所在する経済団体の長が推薦した者6 下北地方中学校長会のうち同会の長が推薦した者7 青森県PTA連合会のうち同会の長が推薦した者 |
|---|

別記2

開設準備委員会オブザーバー

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 両校の教頭及び事務長の職にある者2 両校の教職員のうち各校の校長が特に必要と認める者 |
|---|